

## 地方公務員給与のあり方についての提言（案）

平成 25 年度の地方公務員給与について、国は、平成 25 年 1 月の「国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請」する旨の閣議決定をもとに、平成 25 年度地方財政計画において、7 月から国家公務員と同様の給与削減が実施されることを前提に地方公務員給与費約 8,504 億円（義務教育費国庫負担金等約 650 億円を含む。）を削減し、平成 25 年 3 月に地方交付税法等を改正した。これらの結果、多くの地方公共団体が、職員給与の削減という苦渋の選択をせざるを得なくなったところである。

デフレからの脱却に向けた国の取組みが求められている中であって、今後、地方公務員給与の削減が地域経済に与える影響は否定し得ない。

また、国は所得拡大促進税制を創設し、民間企業の給与等の支給増加を図る政策を推進している一方で、地方公務員給与を削減するとした今回の措置を講じており、政策の整合性が図られていない。このような状況を踏まえ、下記の点を国に強く求めるものである。

### 記

#### 1 地方交付税等の財源措置のあり方

- 地方公務員給与の引下げを前提として先行的に地方交付税を削減することは、地方の固有財源である地方交付税を、国の政策目的を達成するための手段として用いることとなり、極めて不適切である。地方交付税の一方的な削減は今回限りとし、二度と行わないこと。

また、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するための人事院勧告、人事委員会勧告と異なる水準による単位費用の改正は、「地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合に要する経費を基準」（地方交付税法第 2 条第 6 号）とする法の趣旨から極めて問題があることから、平成 26 年度以降は適正な水準に回復させること。

- 地方への税源移譲が進んでいないことが、地方交付税が国の政策目的を達成するための手段として用いられる要因の一つとなったことから、税源を国と地方の役割分担に見合った配分に見直すとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

## 2 地方公務員の給与のあり方

- 地方公務員の給与は、地方自治法及び地方公務員法により、それぞれの地方公共団体が議会の議決を経て、条例に基づいて自主的に決定するものとされており、国が地方公務員の給与削減を実質的に強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。地方の自主性を尊重し、給与の引下げ要請は今回限りとし、二度と行わないこと。
- 地方公務員法第24条第3項では、地方公務員給与は、国家公務員給与のみでなく生計費、他の自治体の給与、民間給与その他の事情を考慮するものとされており、労働基本権の制約の代償措置として、中立的な立場から民間給与等を総合勘案して行われる人事委員会勧告を尊重すべきであって、安易に国家公務員給与のみと比較しないこと。

## 3 国と地方の協議

- 今回は、「国と地方の協議の場」での十分な協議を経ることなく要請がなされたが、こうした問題の対処の決定に当たっては、国と地方双方の納得を得ることが必要であり、今回のように一方的な地方への要請は、二度と行わないこと。
- 今後の国・地方の公務員の総人件費や給与制度のあり方については、国と地方の検討の場を設け、地方と十分協議を行うこと。
- 同時に、これまで地方は国を上回る職員数の削減や給与の抑制を行っているが、国は、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえた、3.5万人程度の出先機関職員の削減すら実行していない。早急かつ抜本的に職員数の削減等の行財政改革を断行すること。